

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税納税告知処分取消等請求上告受理  
申立事件

国側当事者・立川税務署長

平成21年12月15日不受理・確定

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成18年11月21日判決、本資料2  
56号-317・順号10577)

(控訴審・東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成19年6月12日判決、本資料25  
7号-117・順号10726)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められな  
い。

平成21年12月15日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 田原 睦夫

裁判官 藤田 宙靖

裁判官 堀籠 幸男

裁判官 那須 弘平

裁判官 近藤 崇晴

## 当事者目録

申立人 立川税務署長 古屋 好清  
同指定代理人 須藤 典明ほか  
相手方 有限会社A  
同代表者取締役 甲